

平成 20 年 7 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社 I H I
代表者名 代表取締役社長 金 和 明
(コード番号 7013)
問合せ先 広報室長 竹 園 良 雄
TEL 03 - 6204 - 7030

金融庁による課徴金納付命令の決定について

当社は、平成 20 年 6 月 19 日付けで「証券取引等監視委員会による課徴金納付命令の勧告について」の開示を行い、同年 7 月 2 日、金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を金融庁審判官に提出し、同日付けで「答弁書と課徴金納付について」の開示を行いましたが、本日、金融庁より平成 20 年 7 月 9 日付けの課徴金納付命令の決定を受けました。当社としては、納付告知書に従い、課徴金 1 5 億 9, 4 5 7 万 9, 9 9 9 円を納付いたします。

また、これにより本日、札幌、東京、名古屋、大阪、福岡の各金融商品取引所より、各取引所の規定に基づく注意勧告を受けました。

当社は、金融庁からの課徴金納付命令及び各金融商品取引所からの注意勧告を真摯に受け止めており、今後再発防止に努めてまいります。株主の皆様、市場関係者の皆様をはじめ、多くのステークホルダーの皆様にご迷惑とご心配をおかけしましたことをお詫び申し上げますとともに、引き続きご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

ご参考・金融庁ホームページ掲載事項

[<http://www.fsa.go.jp/news/20/syouken/20080709-1.html>]

以上